

《 令和 2 年度 市民協働モデル事業実施案内 》

【令和2年5月作成】

1. 趣旨

本事業は、市民と市が協働で地域の課題解決にあたり、市民自治と協働によるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

2. 対象事業

- (1) 市民が事業を実施するために設立する団体や、既存の市民活動団体等が実施主体として企画・実行する、まちづくり・地域づくりの推進を図る公益的な事業とする。
- (2) 対象とならない事業は下記のとおりとする。
 - ①政治活動、宗教活動
 - ②営利活動のみを目的とするもの
 - ③特定の地域において従前から継続的に開催されているイベント等
 - ④本市に関連性のない事業
 - ⑤その他、公益性が認められない事業

3. 補助事業の種類、補助額等

(1) ファーストステップ事業

新規事業のために新たに作られた団体もしくは既存団体が行う新規事業
補助限度額：10万円まで 補助率：対象経費の10/10以内

(2) セカンドステップ事業

令和元年度までの市民協働モデル事業の採択事業または(1)事業の拡充となる事業

補助限度額：5万円まで 補助率：対象経費の4/5以内

※同一団体への補助は(1)と合計で最長3年までとする。

(3) いちごいいちえプロジェクト

2つ以上の団体が連携して実施する新規事業

補助限度額：15万円まで 補助率：対象経費の10/10以内

※学生や企業等が参加できるような事業も歓迎する。

4. 対象となる経費

事業を実施するために必要な経費とし、次に掲げるものは除外する。

除外経費

- (1) 人件費・賃金（※講師謝礼は可。）
- (2) 飲料・食料代（※事業開催時における熱中症対策のための飲料代、調理を伴う事業での食材購入の経費等は可。）
- (3) 不動産や施設の取得費
- (4) 基金等への積立金
- (5) 恒常的な団体運営費
- (6) 他の補助金等の交付を受けている経費

5. 事業の募集

団体は、令和2年4月24日（金）から5月27日（水）までに、別紙1 企画書・収支計算書、別紙2 構成員名簿を地域活動支援課市民協働係に提出し、6月10日（水）に実施する審査会にて10分程度のプレゼンテーションをする。時間等は申請団体数等により調整後、改めて連絡する。

6. 事業の審査及び採択

市は、提案された事業について、市民参加の審査会を開催し、事業内容の審査を行い、審査結果に基づき事業の採択を行う。

7. 事業の実施

補助事業に採択された団体は、次に掲げる書類を提出し補助金交付を申請する。

- (1) 補助金等交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助事業等実施計画・収支内訳書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

8. 補助金の請求（事業実施前でも交付可能。）

補助金の交付が承認された団体は、次に掲げる書類を提出し補助金を請求する。事業実施前に補助金の交付を希望する団体は（1）を、事業完了後の交付を希望する場合は、事業報告後に（2）を提出する。それぞれ必要に応じ（3）の書類を併せて提出する。

- (1) 補助金等交付前金払請求書（様式第12号）
- (2) 補助金等交付請求書（様式第11号）
- (3) その他の書類（委任状（様式第13号）、入金口座等の書類等）

9. 事業の報告

本事業を実施した団体は、事業が完了したときは、すみやかに次に掲げる書類を提出し事業完了の報告をする。

- (1) 補助事業等実績報告書（様式第8号）
- (2) 補助事業等成果報告・収支決算書（様式第9号）

また、市からの依頼に基づき市民協働の普及啓発について、市が行う実施報告会等での事業成果報告など、市民協働推進事業のPRに協力するものとする。

10. 担当部署（問い合わせ・提出先）

市民部 地域活動支援課 市民協働係 担当：安生、川田
住所：〒322-8601 鹿沼市今宮町1688-1
電話：0289-63-2241
FAX：0289-60-1001
メール：katsudou@city.kanuma.lg.jp